

農林水産業の脱炭素化事業支援業務 仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、つがる市が発注する農林水産業の脱炭素化事業支援業務（以下「支援業務」という。）を受託する事業者の業務について必要な事項を定めるのである。

2. 業務名

農林水産業の脱炭素化事業支援業務

3. 背景・目的

本市は令和3年9月にゼロカーボン宣言を表明し、2050年ゼロカーボンの達成を見据え、「西つがる3市町再生可能エネルギー導入計画（以下「再エネ計画」という。）」と「西つがる3市町地球温暖化対策実行計画[区域施策編]（以下「実行計画」という。）」を策定した。

令和6年度以降は、これらの計画に基づき、ゼロカーボン達成に向けた取組を推進していくこととしており、本年度は本市の地域特性を踏まえた経済性と環境性の両立が図られる脱炭素施策のうち、早期に実証実験に着手可能で、かつ本市の農林水産業の振興を同時に図ることができる取組を実施することとしている。

本業務では、実証実験に着手可能な取組を選定し、実証実験の実施支援を行うとともに、戦略性が高く実効性があり、脱炭素効果を地域へ還元できる取組のとりまとめを行うことを目的とする。

4. 委託業務の概要

委託業務の受託者は、本市における農林水産業の振興と脱炭素化を同時に図ることができる具体的な取組の検討や選定を行うとともに、当該年度の実証実験及び次年度以降の取組とその実施体制等の整理・支援を行う。

5. 履行期間

契約を締結した日から令和7（2025）年3月21日（金）までとする。

6. 委託料

7,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、本業務委託に係る全ての経費は、委託料に含むものとする。

7. 業務内容

（1）農林水産業の振興と脱炭素化を同時に図ることができる取組の検討・選定への支援

ア 取組素案の検討・提案

(7) 再エネ計画、実行計画や総合計画等の分析

対象となる取組に関連する、再エネ計画、実行計画や総合計画等を確認し、CO2 排出特性や重点施策等を把握するとともに、CO2 排出量や将来推計、削減目標等の設定状況等について確認すること。

(イ) 取組素案の提案

アの分析結果等を基に、農林水産業の脱炭素化事業の取組素案を 5 事業提案すること。

イ 取組案のとりまとめ及び市等との協議

(7) 取組案のとりまとめ

ア(イ)で提案された取組素案について、各関係機関等と協議を行い、関係者の意見を反映した実際に実施可能な取組案をとりまとめること。

(イ) 取組案の実施に必要な事項の整理・検討

取組案の実施に必要な事項（推進体制や概算経費、スケジュール、調整すべき課題、留意点等）について、整理・検討を行うこと。

(ウ) 取組実施に向けた仕組みづくり

(イ)で整理・検討した各事項について、各関係機関等と協議を行い、今後の実施に向けた仕組みづくりを行うこと。

(エ) 実証実験の実施支援

取組案のうち、今年度、実証実験に着手可能な取組については、実証実験の実施体制等を整理し実証実験の実行について支援を行うこと。

(オ) ロードマップの作成

とりまとめられた取組案について、本格的な事業に繋がり得ると判断した事業については、事業概要整理を含めた次年度以降のアクションに繋がりうるロードマップを整理すること。

(カ) 財源確保等の検討

次年度以降、本格的な事業に繋がり得ると判断した事業の必要経費について、国庫補助金の支援メニュー等を調査・検討し、本市へ財源確保策を提案すること。

(2) 事業報告書の作成

(1)の内容をとりまとめて、報告書を作成すること。報告書に記載する項目は以下のとおりとすること。なお、報告書の作成は、関係者に検討過程やノウハウ等を共有することを目的としているため、分かり易い内容になるように留意すること。

- ・ 目次
- ・ 検討経過
- ・ 取組の具体的な絵姿

- ・取組推進及び進捗管理のための体制案
- ・取組実施に必要な財源確保策
- ・ロードマップ
- ・その他、(1)の検討過程で得られた情報のうち、関係者と協議の上、記載が必要となった項目

8. 成果品

(1) 成果品等の内容

- ①事業報告書（A4版・横書き・長編綴じ・簡易製本）1部
- ②委託業務を遂行する上で作成した資料の電子データ（DVD-R等）1式
- ③その他本市が指示するもの

(2) 提出期限

令和7年3月21日（金）までとする。

9. 業務に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡、再委託してはならないものとする。
ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務について、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に再委託することができる。
- (2) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、受託者の責任とする。
- (3) 受託者は、本業務において得た情報を外部に漏らしてはならないものとする。
- (4) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、本市と受託者が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者が協議の上、実施するものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は企画提案書に記載すること。
- (2) 本仕様書に記載されている内容及び選考された企画提案書の内容について、本市と受託者が協議の上、内容の一部変更を行うことがある。